

フランスにおける 同性愛嫌悪表現の法規制について

光 信 一 宏

- I はじめに
- II 差別防止機構設置法第三章
- III ヴァネスト事件
- IV むすび

I はじめに

フランスは、同性愛に関し「両義的な国」であり、1791年に他国に先駆けてソドミー罪を廃止する一方、「伝統的に同性愛を罪と恥辱に結びつけてきた」といわれる⁽¹⁾。

実際、フランスでは毎年、性的少数者（LGBT）に対する差別事件が多発している。SOS ホモフォビアという団体が1996年以降、自己申告にもとづく被害の実態調査を行い、年次報告書にまとめているが、それによると、被害件数は1996年から2002年まで年間200～400件台であったのが、従来の電話と手紙に加えEメールによる申告を受けつけた2003年に653件に増加した。そして2004年から2012年まで概ね年間千数百件で推移し、同性婚法⁽²⁾が制定された2013年には3500件を超えている（2104年は2197件、2015年は1318件に減少）⁽³⁾。また被害の内容は、2015年では、「拒絶・無視」（55%）、「侮辱」（48%）、「差別的取り扱い」（18%）、および「ハラスメント」（17%）などとなって

いる（複数回答）⁽⁴⁾。

フランスにおいて同性愛嫌悪の刑事規制が主題として前景化されるのは1980年代以降であり、第二次世界大戦後しばらくは、同性愛——正確には、成人年齢に達しない同性の相手との合意にもとづく性行為——の禁止が基調をなしていた。すなわち1945年2月8日のオルドナンス⁽⁵⁾は、ヴィシー体制下の法律を踏襲し、刑法典に、「21歳未満の同性の未成年者」と淫らなまたは自然に反する行為を行った者に拘禁刑および罰金刑を科す規定を置いたのである。ちなみに異性との合意にもとづく性行為が処罰の対象となるのは、相手が15歳未満の場合に限られる。成人年齢は1974年に21歳から18歳に引き下げられたが、こうした性的同意年齢における差別が消滅するには、性的同意年齢を一律に15歳とする1982年8月4日の法律⁽⁶⁾の制定を待たねばならなかった。

ともあれ同性愛が非処罰化されるに伴い、今度は同性愛嫌悪の処罰化が進められていった⁽⁷⁾。その第一歩が1985年7月25日の法律⁽⁸⁾であり、刑法典に「品行 (mœurs)」を理由とする雇用の拒否や財物または役務の提供の拒否等の処罰規定を置いた。品行 (素行) という言葉は性的指向 (orientation sexuelle) を意味していたとされる⁽⁹⁾。そして2001年11月16日の差別禁止法⁽¹⁰⁾によって、差別禁止事由の一つに「性的指向」が加えられた。

このように当初、処罰の対象が一定の同性愛嫌悪行為に限られていたが、一方、同性愛嫌悪表現 (同性愛者に対する差別的表現) についても、同性愛者団体を中心に規制を求める声が高まり、紆余曲折を経て、2004年に法律が制定された。「差別と闘い、平等を促進する高等機構の創設に関する2004年12月30日の法律第1486号⁽¹¹⁾」 (以下「差別防止機構設置法」という) の第三章であり、「性差別的または同性愛嫌悪的な差別的言辞に対する闘いの強化」という表題がつけられている。フランスは、ヨーロッパではベルギー、デンマーク、スペイン、オランダおよびスウェーデン等に続く同性愛嫌悪表現の処罰国になったのである。

本稿は、差別防止機構設置法第三章の制定の経緯、同性愛嫌悪表現規制の評価、および主要事例を中心に考察するものである⁽¹²⁾。なお差別防止機構設置法第三章は性別や障害を理由とする差別的表現も禁じているが、立ち入らない。

II 差別防止機構設置法第三章

一 フランスでは、差別防止機構設置法第三章が制定されるまで、同性愛嫌悪表現は、名誉毀損罪（出版自由法 32 条 1 項）、侮辱罪（同 33 条 2 項）または犯罪の教唆罪（同 23 条、24 条 1 項）等にあたる場合を除き、処罰の対象とならなかった。1980 年代初頭の例であるが、「私は同性愛者を障害者のように敬いますが、もし同性愛者が自分の障害を健全さとみなすことを望むならば、賛成しないと言わざるを得ません」というように同性愛者を障害者と同一視する発言を行ったストラスブールの司教を、同性愛者団体が名誉毀損罪の容疑でストラスブール大審裁判所に訴えたが、同裁判所は、同性愛者という法人格のない集団に対しては、その構成員が直接的な被害を受けない限り、名誉毀損罪が成立しないとして訴えをしりぞけ、二審のコルマル控訴院もそれを支持している⁽¹³⁾。なお人種差別表現については、1972 年にプレヴェン法⁽¹⁴⁾が制定され、出生または特定の民族、国民、人種もしくは宗教への帰属の有無を理由とする人または人の集団に対する名誉毀損、侮辱、および差別・憎悪・暴力の扇動が禁じられており、同様の問題は生じない。

法律のこうした不備の是正を求める同性愛者らの運動が始まった時期は定かでないが、運動が大きな盛り上がりを見せるのが 1990 年代末のことである⁽¹⁵⁾。民事連帯契約（PACS）を結んだ異性および同性のカップルを保護するパクス法案⁽¹⁶⁾の賛否をめぐって世論が二分されるなか、1999 年 1 月 31 日にパリで行われた反対派の最大規模のデモにおいて「ホモを火刑に」がスローガンとされるなど、同性愛嫌悪が激化

する事態に危機感を持った SOS ホモフォビア、アクト・アップ・パリ、ゲイ・レズビアンセンターなどの諸団体が共同で、性別、性自認または性的指向を理由とする差別的表現の規制を内容とする法案を作成し、上下両院の全議員に送った⁽¹⁷⁾。

そして同性愛者らのロビー活動を背景に、議会の諸会派が法案を提出したが、本会議の審議に付されたおそらく唯一のものが、フランス社会党のパトリック・ブローシュ下院議員らの「差別的言辞の処罰に関する法律案第 1194 号⁽¹⁸⁾」である。詳細は省くが、性別、健康状態、障害、品行または性的指向を理由とする人または人の集団に対する名誉毀損、侮辱および差別・憎悪・暴力の扇動を禁じている。法案は 2003 年 11 月 27 日の下院の本会議において国民運動連合など与党議員の反対多数で否決される⁽¹⁹⁾が、反対票を投じた議員の中に、内閣法案の作成——当時、ラファラン首相の指示により、関係省の代表者からなる作業グループが活動を開始していた——を支持した者がいた⁽²⁰⁾ことが注目される。

二 こうしたなか、年が明けた 2004 年 1 月 16 日に、セバスティアン・ヌーシェという同性愛者が自宅の庭で何者かによって火をつけられ、瀕死の重傷を負うという事件が起きる⁽²¹⁾。目撃者はいなかったが、昏睡状態から脱した青年は、「死ね。汚れたホモ野郎」と罵声を浴びせられたことや、犯人の一人が過去に彼を襲撃して服役した男であることを証言した⁽²²⁾。そして事件の発生を受け、ペルベン司法大臣はマスコミに対し、規制法案の作成を急ぐ意向であることを表明した⁽²³⁾。

こうして 6 月 23 日に、ラファラン内閣によって「性差別的または同性愛嫌悪的な差別的言辞に対する闘いに関する法律案⁽²⁴⁾」(以下「6 月 23 日法案」という)が下院に提出された⁽²⁵⁾。提案理由によると、2003 年 3 月 18 日の国内治安法⁽²⁶⁾および 2004 年 3 月 9 日の第二ペルベン法⁽²⁷⁾によって、刑法典に、被害者の性的指向を理由とする特定犯罪(殺人、拷問、暴力、強姦、性的攻撃、脅迫、窃盗および強要)の重罰規定が置かれたが、さらに、こうした同性愛嫌悪犯罪を誘発するおそれのあ

る差別的、暴力的メッセージの流布をより一層処罰できるようにすべきである。しかし出版自由法には明らかな不備があるとして、次のような改正が提案されている（括弧内は改正後の出版自由法の条数）。

(1) 同性愛嫌悪表現罪の新設

① 性別または性的指向を理由とする憎悪扇動罪

出版自由法 23 条の定める公表手段⁽²⁸⁾によって行われる性別または性的指向を理由とする人または人の集団に対する差別・憎悪・暴力の扇動に、1 年の拘禁および 4 万 5000 ユーロの罰金またはそのいずれかの法定刑を科す（24 条 9 項）。累犯の場合は刑を加重しうる（63 条）。また裁判所は被告に判決文の掲示または頒布を命じ、公民権を剥奪することができる（24 条 9 項）。

② 性的指向を理由とする名誉毀損罪および侮辱罪

出版自由法 23 条の定める公表手段によって行われる性的指向を理由とする人または人の集団に対する名誉毀損および侮辱に、それぞれ 1 年の拘禁および 4 万 5000 ユーロの罰金またはそのいずれか、6 カ月および 2 万 2500 ユーロの罰金またはそのいずれかの法定刑を科す（32 条 3 項、33 条 4 項）。累犯の場合は刑を加重しうる（63 条）。また裁判所は被告に判決文の掲示または頒布を命ずることができる（32 条 3 項、33 条 4 項）。

(2) 団体訴権の付与等

上述の憎悪扇動罪、名誉毀損罪および侮辱罪について、犯罪が行われた 5 年以上前に届け出をしていた性的指向——性別を理由とする憎悪扇動罪については性別——による差別と闘う団体、およびこれらの差別の犠牲者を支援する団体に私訴原告人の権利を付与する。ただし被害者が個人の場合、団体の訴えは本人の同意が得られたことを証明した場合に限り認められる（48 条の 4、5）。また名誉毀損罪および侮辱罪の場合、被害者の告訴に加えて、検察官の職権による訴追が認められる（48 条 6 項）。

(3) 時効期間の拡張

上述の憎悪扇動罪、名誉毀損罪および侮辱罪の時効期間を通常の出版犯罪における3カ月でなく、1年とする(65条の3)。

6月23日法案は、「出生または特定の民族、国民、人種もしくは宗教への帰属の有無」を理由とする人または人の集団に対する名誉毀損、侮辱および差別・憎悪・暴力の扇動を犯罪として処罰するとともに、犯罪が行われた日から5年以上前に届け出をしていた人種差別と闘う団体に私訴原告人の権利を認めるプレヴェン法(前述)、および人種差別表現罪の時効期間を1年とする第二ペルベン法(前述)にならったものといえよう。

だが法案——夏の臨時会期に予定されていた審議が10月の通常会期に持ち越された——に対しては、報道機関、カトリック教会、女権団体および同性愛者団体等から批判や要望が出され⁽²⁹⁾、さらに11月18日に独立行政機関の国家人権諮問委員会(CNCDH)が撤回を勧告する意見を採択した⁽³⁰⁾。諮問委員会が同性愛嫌悪表現の処罰に反対した理由は概ね次のとおりである。

第一に、処罰が人間相互の差異を超越する人権の普遍性に反することである。人はある属性のゆえに保護されるのではなく、それ自体として保護されるべきである。特定階層の保護は他の階層を犠牲にし、権利の平等を侵害するおそれがある。同性愛者の保護は、性的指向を民族的出自、国籍、性別および宗教と同じアイデンティティーに格上げし、フランスの社会を様々な性的コミュニティに分裂させるものであり、コミュニタリズム(共同体主義)の傾向に拍車がかかろう。また性的指向が特別な保護を必要とするという論証がなされていない。

第二は、表現の自由の侵害である。6月23日法案は、人種的名誉毀損罪、同侮辱罪、同憎悪扇動罪およびホロコースト否定罪を除く出版犯罪について拘禁刑の廃止を提言した2000年3月2日の国家人権諮問委員会の意見⁽³¹⁾、およびそれに従った同年6月15日の無罪推定法⁽³²⁾90条や、表現の自由を重んずる欧州人権裁判所の判例⁽³³⁾等に逆行する。

性別や性的指向による差別が深刻であることは確かだが、不寛容との闘いは自由の制限でなく、教育、情報提供および討論等の手段に訴えるのが最も効果的である。諮問委員会は、「人の最も貴重な権利の一つ」(1789年人権宣言11条⁽³⁴⁾)である思想および意見の自由な伝達によって、フランス社会は差異の承認および各人の尊厳の尊重へと進歩してきたのであり、これからも進歩し続けるであろうと述べて、意見書を結んでいる⁽³⁵⁾。なおジャン＝マリ・リュスティジェ枢機卿の個別意見があり、同性愛および同性愛者の子育て(homoparentalité)⁽³⁶⁾の問題については社会生活および文明の性格を議論する必要があるが、性的指向を理由とする名誉毀損罪および侮辱罪の規定が明確でなく、表現の自由を不当に侵害するおそれがあると批判している。

三 国家人権諮問委員会の意見が採択された5日後に、6月23日法案は下院の議題から外される。だが内閣は、差別防止機構設置法案を審議していた上院第一読会に、6月23日法案とほぼ同内容の条文を追加する修正案(以下「内閣修正案」という)を提出しており⁽³⁷⁾、撤回の勧告に従ったわけではない。むしろ政府総事務局長は、「(同性愛嫌悪表現規制だけでなく)人種差別表現規制の正当性までもが揺らぎかねない」、「女性や同性愛者に対する暴力の実情を考慮していない」と諮問委員会の意見を批判している⁽³⁸⁾。

ただし内閣修正案の内容は6月23日法案と同一というわけではなく、次のような変更がなされている。①性別を理由とする名誉毀損罪および侮辱罪を設けたこと。②性別または性的指向を理由とする差別・憎悪・暴力の扇動にいう「差別」に、「刑法典225条の2および432条の7に定められた」という限定を付したこと。③時効期間を3カ月に短縮したこと。

これらの変更点のうち、特に注目されるのが②である。差別について刑法典225条の1は、同条の列挙事由——性的指向が含まれる——による自然人の間の「あらゆる区別」というように広く定義しており、例えば同性婚に反対することも、異性愛者と同性愛者の区別すなわち

差別の扇動にあたると解される余地がある⁽³⁹⁾。そこで内閣修正案では、差別の意味を、正規の経済活動の妨害や雇用の拒否といった刑法典 225 条の 2 および 432 条の 7 で禁止される差別的取り扱い⁽⁴⁰⁾に限ったのである。

だが憎悪扇動罪の規定にこうした限定を施しても、性的指向を理由とする名誉毀損罪または侮辱罪の問題があり、11月23日の上院第一読会において、クリスティアン・クワンタ上院議員（国民運動連合）は「異性のカップルを『正常なカップル』と言うと、訴えが起こされるおそれがある」ことを指摘した⁽⁴¹⁾。これに対しては、ジャン＝ジャック・イスト上院立法委員会委員長（国民運動連合）が、「同性婚や同性カップルによる養子縁組に反対することは名誉毀損でも侮辱でもなく、民主的議論の中に含まれる」と反論している⁽⁴²⁾が、論戦が行われなまま終わり、内閣修正案は12月7日の下院第二読会⁽⁴³⁾を経て、12月21日の上院第二読会において賛成多数で可決成立した。なお2014年に法改正が行われ、時効期間が1年に変更されている⁽⁴⁴⁾。

四 では、差別防止機構設置法第三章における同性愛嫌悪表現規制をどう評価すべきであろうか。ここでは、前述の国家人権諮問委員会が提起した「人権の普遍性」および「表現の自由」の問題を中心に、主な見解を検討する。

まず、ベルトラン・マテュー（パリ第1大学教授）は同性愛嫌悪表現規制を同性愛者集団への特権の付与ととらえ、これを批判する⁽⁴⁵⁾。マテューが同性愛者個人の保護はともかく、同性愛者集団の保護を非難する理由は、①各人はただ人であるがゆえに同等の尊厳を認められるべきであるという人権の普遍性に反すること、②個人がその意思に反して集団の中に埋没してしまうおそれがあること、および、③平等原則の要請によって他の諸集団についても保護を余儀なくされることである。

そして①に関しマテューは、前述の国家人権諮問委員会の意見⁽⁴⁶⁾のほか、意見の採択の翌日に出た憲法院判決⁽⁴⁷⁾の次の一節を援用してい

る。「(共和国の不可分性、出生・人種・宗教による差別の禁止、共和国の言語および国民主権等をうたう——引用者) 1958年憲法1条ないし3条は出自、文化、言語または信条の共有によって定義されるいかなる集団に対してであれ、集団的権利が承認されることを禁じている。」そしてジャン＝イヴ・モンフォール（ヴェルサイユ大審裁判所所長）も人権の普遍性の観点から同性愛嫌悪表現規制に反対している⁽⁴⁸⁾。

だがこれに対し、グェナエル・カルヴェス（セルジ・ポントワーズ大学教授）がマテューの批判に反論し、フランスの差別禁止法の保護対象は、英米法と異なり、独特のアイデンティティやマイノリティの文化ではなく、属性のない個人（*individu sans qualités*）であると主張している⁽⁴⁹⁾。そしてカルヴェスのこうした理解は、オリヴィア・ブイ＝スアン（エヴリ大学教授）の次のような議論——同性愛嫌悪表現規制を俎上に載せているわけではないが——と符合している。いわく、「差別と政治的に闘おうとする場合、当然、集団への個人の帰属を暗黙裡にまたは明示的に考慮する。だがフランスでは、普遍主義の伝統とこのこうした断絶は暫定的なものにすぎない。断絶の目的は集団間の差異を維持することではなく、差異を消去し、各人がその帰属する集団の如何を問わず同じ扱いを受けられるようにすることである⁽⁵⁰⁾」。法律が「人の集団」に言及しているからといって、それを当該集団への特権の付与とみなすのは論理の飛躍であろう。カルヴェスの見解が妥当である。

一方、1789年人権宣言11条および欧州人権条約10条で保障される表現の自由の問題については、同性愛嫌悪表現規制の正当性ないし必要性をめぐる意見の対立が見られる。

まず規制の歴史的正当性を主張するのが、カロリーヌ・メカリ（弁護士）である。メカリによると、人種差別表現規制は、「第二次大戦中のユダヤ人多数の強制収容所への収容が、大戦前に蔓延したヘイトスピーチによって助長された」という歴史的教訓にもとづいており、同性愛者もユダヤ人と同じ運命を辿ったこと⁽⁵¹⁾から、同性愛嫌悪表現規制についても同様の正当化が可能であるという⁽⁵²⁾。

だが同性愛嫌悪表現規制を人種差別表現規制と同列に置いて論ずることについては、異論もある。セバスティアン・ベナルカザール（私法学博士）の見解がそれであり、人種主義は民主主義体制の転覆をもたらす革命性を有するが、異性愛主義（hétérosexualisme）にはそうした危険がない。そして人種間の不平等を肯定することそれ自体が邪悪であるのに対し、異性カップルと同性カップルの間の不平等を肯定することは必ずしも断罪されるべきでないため、規制の必要性が認められないという⁽⁵³⁾。またナタリ・ドロワン（フランシュ・コンテ大学准教授）もベナルカザールの見解を支持し、同性愛者がナチスの犠牲になった歴史は同性愛嫌悪表現規制を正当化するのに不十分であること、人種差別表現と異なり、同性愛嫌悪表現は公序および民主的秩序の土台を損なうものでなく、処罰の必要性がないことを論じている⁽⁵⁴⁾。

同性愛嫌悪表現規制の必要性については、同性愛嫌悪表現の危険性の内容およびその程度だけでなく、同性愛者が受けている差別の状況等にも照らして総合的に判断すべきであると考えられる。ドロワンは同性愛者が特別な保護を要する弱者ではないとしている⁽⁵⁵⁾が、本稿の冒頭で見た被害の実態を考えると、疑問なしとしない。

ともあれ、同性愛嫌悪表現規制の表現の自由との関係については破毀院の判断が示されている。欧州人権条約 10 条との適合性は次章で取り上げるが、1789 年人権宣言 11 条との適合性については 2013 年 4 月 16 日の破毀院判決⁽⁵⁶⁾がある（憲法院判決はない）。出版自由法 24 条 9 項（性的指向等を理由とする差別・憎悪・暴力の扇動の禁止）について合憲性優先問題（QPC）を憲法院に移送することを求められた破毀院は、当該問題が重大な性質を持たないと判示して移送を認めなかったが、そのように判示した理由の一つとして、同規定による表現の自由の侵害が、他者の名声、尊厳および権利ならびに公序の保護という立法目的から見て必要であり、適合しており、均衡がとれていることを指摘している⁽⁵⁷⁾。規制目的の正当性を承認したうえで、規制の「必要性」、「適合性」および「均衡性（比例性）」という比例原則にもとづく事実上の合

憲判断を行ったわけであり、規制の必要性を否定するベナルカザールらの見解がしりぞけられたとあってよい。なお同日に出た別の破毀院判決⁽⁵⁸⁾では、出版自由法 24 条 8 項（人種等を理由とする差別・憎悪・暴力の扇動の禁止）について——立法目的は人種差別に対する闘いおよび公序の保護であるとされたが——同様の合憲判断をしたことを付言しておく。

Ⅲ ヴァネスト事件

一 フランスにおける性的指向または性自認⁽⁵⁹⁾を理由とする差別的表現に係る刑事裁判の数は少なく、裁判所がこれまでに下した有罪判決は、名誉毀損罪および侮辱罪については、2009 年が 13 件、2010 年が 12 件、2011 年が 11 件、2012 年が 16 件、および 2013 年が 21 件であり、憎悪扇動罪については 2012 年の 1 件を数えるだけである（無罪判決の数は不明⁽⁶⁰⁾）。被害者が自分の性的指向が公にされることを恐れ、訴えを断念するという事情があるのかもしれない。

それはともかく、本章では事例研究としてヴァネスト事件を取り上げる。本件は差別防止機構設置法第三章の最初の適用事例であり、犯罪の成立をめぐる裁判所の判断が分かれた境界事例であるという点でも興味深い。

まず事実の概要を説明する⁽⁶¹⁾と、クリスティアン・ヴァネストは哲学の教授資格を持つカトリック教徒の下院議員（国民運動連合）であるが、2004 年 12 月 7 日、差別防止機構設置法案が審議されていた下院において、同性愛嫌悪表現規制に反対の立場から、「同性愛行為が人類の存続にとって脅威であることは明白です」などと発言し、物議を醸した。

同性愛者の抗議を受けたヴァネストは、2005 年 1 月 26 日付の『ラ・ヴォワ・デュ・ノール (La Voix du Nord)』紙に載ったインタビュー記事の中で次のように釈明した。

「私が暴力を呼びかけたとでも言うのでしょうか？私の発言は差別的ではありません。なぜなら私が非難しているのは民族または人種ではなく、行為だからです」、「同性愛は宿命ではありません。人間は自由です。同性愛はやめるか行うかの、いずれかでなければならない行為です。同性愛を行う場合、慎ましやかにそれを行うべきであり、自分を、社会において特別の権利や承認を求めるコミュニティーの一員として誇示すべきではありません。行為は認めますが、集団のアイデンティティーについては拒否します」、「私はただ彼らが集団やコミュニティーではないと考えているだけです。……私はいかなる非難も処罰も求めてはいません。同性愛はできるだけ秘密裡に行うべき個人的な行為です」、「私は同性愛が危険であると言っはいません。私が言ったのは、同性愛が異性愛よりも劣っているということです。もし同性愛を普遍的なものへと推し進めるならば、人類にとって危険でしょう。異性婚および子どもの教育という社会的模範が存在するのです」、「組合の代表でしたら喜んで会いますが、彼らはいかなるものも、いかなる社会的利益も代表していません。私にとって、彼らの行動はセクト主義的です」。

また2月4日付の『ノール・エクレール (Nord Éclair)』紙は、2月2日の記者会見においてヴァネストが、「私が批判しているのは同性愛者の行為です。私が言っているのは、彼らが道徳的に劣っているということです」などと発言したことを報じた。

これに対しアクト・アップ・パリ、全国ゲイ企業組合およびSOS ホモフォビアの三団体が、上述の二紙に掲載された上述の発言（以下「当該発言」という）が性的指向を理由とする侮辱を禁じた出版自由法33条4項（以下「本規定」という）に違反するとして、ヴァネストをリール大審裁判所に直接召喚する手続きを行った。そして2006年1月24日に同裁判所が有罪判決を下し⁽⁶²⁾、2007年1月25日にドゥエ控訴院もそれを支持して⁽⁶³⁾、被告に、3千ユーロの罰金、各団体への500ユーロの賠償、および『ラ・ヴォワ・デュ・ノール』紙、『ル・モンド (Le

Monde)』紙および『レクスプレス (L'Express)』誌への判決要旨の掲載を命じたが、しかし2008年11月12日に破毀院が原審判決を破毀無効とする逆転判決を下し、被告の無罪が確定している⁽⁶⁴⁾。

二 裁判の主な争点は、(1)本規定は表現の自由を保障する欧州人権条約10条⁽⁶⁵⁾に適合するか、(2)当該発言は議員の免責特権の対象であるか、および(3)当該発言は本規定に違反するかである。以下、それぞれの争点に関する裁判所の判断を見る。

(1) 周知のように、表現の自由への公権力の介入が欧州人権条約10条に適合するためには、当該介入が、①「法律」に定められ、②同条2項に挙げられた「正当な目的」を有しており、③民主的社会において「必要」であることが要件となるが、本規定が三つの要件をすべて満たすことは、すべての審級の裁判所で一致して認められている。要件②に関し、本規定の「目的」を、「他の者の権利の保護もしくは秩序の保持⁽⁶⁶⁾」(一審)と解するか、それとも「他の者の信用もしくは権利の保護」(上告審)と解するかの違いはあるが、本筋とは関係がないであろう。

上告理由の中で被告は、要件①にいう法律は接近可能で予見可能なものでなければならない⁽⁶⁷⁾にもかかわらず、性的指向という文言が曖昧不明確であると主張した。破毀院は被告の主張を暗にしりぞけたが、判決を支持する学説⁽⁶⁸⁾は、欧州人権裁判所は予見可能性の要件を必ずしも厳格に適用していないこと、および少なくとも同性愛が性的指向に含まれることが明らかである⁽⁶⁹⁾以上、被告は本規定の予見可能性を問題にすることができないとしている。

また被告は、すでに民法典9条および刑法典225条の1および2の規定があることから、本規定は要件③を満たさないと主張した。だが民法典9条は私生活の尊重を求める権利を保障する規定であり⁽⁷⁰⁾、刑法典225条の1および2は前述のように性的指向等を理由とする一定の差別的行為を禁ずる規定であって、同性愛嫌悪表現を規制しえないとして、しりぞけられている(一審および二審判決)。さらに一審判決では、本規定が制定されるまで、同性愛者に対する名誉毀損や侮辱が、

特定人を標的にする場合以外、処罰されなかったこと、および同性愛嫌悪的な暴力および誹謗が続いていることも指摘している。

こうして欧州人権条約 10 条との適合性の問題は実務上、決着がついたといえよう。

(2) 議員の免責特権に関する規定として、「国会議員は、その職務の行使においてなした意見または表決に関して、訴追、捜索、逮捕、拘禁または裁判されることができない」と定める 1958 年憲法 26 条 1 項と、「国民議会または元老院において行った演説……についてはいかなる訴訟の対象にもならない」と定める出版自由法 41 条 1 項がある。被告は、当該発言が下院（国民議会）の審議の終了後、間もなく行われたこと、および発言の内容が下院における被告の演説を補強するものであったことを理由に、免責特権を受けると主張したが、破毀院は、当該発言が議員の職務の行使の際になされたものでも、下院において行われたものでもないことを理由に、被告の主張をしりぞけている。破毀院の解釈は上述の憲法および出版自由法の文言に忠実であり、妥当であろう。

(3) 犯罪成立の有無は、下級審と上告審の間で判断が分かれた点である。

二審の法廷でヴァネストが強調したのは、当該発言の批判の対象が同性愛者ではなく、同性愛行為であること、および発言には哲学的根拠が存することである。ヴァネストは次のように陳述している⁽⁷¹⁾。「私の発言の出発点はカントの定言的命法です。カントによると、行為には普遍化しうるものとしえないものがあり、より良いのは前者です。私はカントの立場をデカルトの誇張懷疑 (doute hyperbolique) という意味において誇張的に表現しました。『同性愛行為が人類の存続にとって脅威である』というのはまさに、もしこの行為が普遍化されるならば、人間がもはや繁殖しなくなるという意味で脅威であることを示しています」、「同性愛は異性愛よりも劣っている。もちろんこれは誇張法です。……私は哲学者であり、カトリック教徒です。聖アウグスティヌスは、『私は罪を憎むが、罪人の言葉には耳を傾ける』と述べました。

彼と同じく私が評価を下すのは行為であり、人々ではありません。私は人々に敬意を表します」。

だが二審のドゥエ控訴院は「行為に対する評価」と「人に対する攻撃」の区別⁽⁷²⁾をしりぞけ、「性的指向は行為であるだけでなく、人格を形作っている」という基本的理解のもと、「同性愛行為は排斥され、または秘密裡に行われるほかないと非難することによって、被告は同性愛的指向を選択した人々に対する狭量さを侮辱的に示した」と断じている。

また当該発言が哲学的根拠によって支えられているという弁明については、二つの点を指摘している。一つは、哲学的観点からなされたとしても、当該発言は同性愛者の尊厳を侵害し、憎悪・暴力・差別を扇動する性質を有すること⁽⁷³⁾である。もう一つは、同性愛の道徳的劣位という価値判断の哲学的根拠が思想的議論の一環をなさないことであり、その理由としてドゥエ控訴院は、当該発言が政治家の立場で、新聞の幅広い読者層に向けて行われたことを指摘している。このように二審判決では、政治家としての発言であったことが被告に不利に働いたが、むしろ政治家は表現の自由の保障を強く受けると解すべきではなかろうか⁽⁷⁴⁾。

一方、破毀院は、「表現の自由の制限は縮小解釈 (interprétation étroite) による」という原則を示したうえで、当該発言が議会における差別防止機構設置法案の議決後に行われたことを指摘する。そして発言は「一部の同性愛者の感受性を傷つけたかもしれない」が、表現の自由の限界を超えるものではなく、原審は発言の意味および射程を見誤ったと結論づけている。

判決文が簡潔であるため、判旨がつかみにくいところがあるが、『破毀院年報』によると、犯罪が成立しないという結論は、「欧州人権条約の保障する表現の自由の制限についてなされるべき縮小解釈」および「当該発言が公共的議論 (débats publics) の中で行われたという特別な状況」から導かれたものであるという⁽⁷⁵⁾。縮小解釈は刑罰法規の厳格

解釈 (interprétation stricte) とは異なる概念であり、表現の自由をできるだけ制限しない解釈をいう⁽⁷⁶⁾。また公共的議論は社会全体の利害に係る議論を意味する。ヴァネスト発言は、同性愛嫌悪表現規制の是非という公的問題をめぐる議論に資するとされたのである⁽⁷⁷⁾。

本判決については当該発言の持つ危険性を軽視しているという批判⁽⁷⁸⁾があるが、表現の自由を重んずる姿勢は、「表現の自由は、好意的に受け止められたり、あるいは害をもたらさないまたはどうでもよいこととみなされる『情報』または『思想』だけでなく、国家や一部の人々を傷つけたり、驚かせたり、または混乱させたりするようなものにも、……あてはまる。こうしたことは、『民主的社会』を存在させるのに不可欠な多元主義、寛容および寛大さからの要請である⁽⁷⁹⁾」とする1976年12月7日の欧州人権裁判所ハンディサイド判決⁽⁸⁰⁾と軌を一にするものと解されている⁽⁸¹⁾。

もとより、そのことは表現の自由が常に差別の禁止に優越する価値をもつことを意味しない。破毀院が有罪判決を下した事案を一つ紹介すると、それは2013年の同性婚法の施行後の事案であり、フランス初の男性カップルの結婚式が挙行されることに抗議して、「ホモ野郎 (pédés) を叩き出せ。ホモ野郎はいらない」と連呼した男が性的指向を理由とする侮辱罪に問われたというものである。二審では、「pédé」が侮蔑語であり、それが被害者を故意に傷つける目的で使われたこと、および、「叩き出せ。はいらない」という言葉が侮蔑語の侮辱的性格を強めるものであったことを認定して、一審と同様に執行猶予付きの二カ月の拘禁刑を言い渡し、2016年3月30日の破毀院判決⁽⁸²⁾もそれを支持している。ヴァネスト発言と異なり、「ホモ野郎を叩き出せ。ホモ野郎はいらない」という発言に公益的性格が認められる余地はなく、有罪判決は妥当であろう。

IV むすび

フランスでは、同性愛者が差別や偏見に苦しめられてきた長い歴史を背景に、差別防止機構設置法第三章が制定されたが、その制定までには紆余曲折があった。規制反対派が特に懸念したのは、同性婚や同性カップルによる養子縁組など、同性愛をめぐる問題に関する言論の萎縮であり、出版自由法 24 条 9 項（性的指向等を理由とする憎悪扇動罪）の規定に適用範囲を限定する文言が付されたが、一方、同 32 条 3 項（性的指向等を理由とする名誉毀損罪）および 33 条 4 項（性的指向等を理由とする侮辱罪）についてはそうした限定がなされず、反対派の不安を完全には払拭するにいたらなかった。

そうした状況の中で起きたのがヴァネスト事件であり、破毀院は、出版自由法 33 条 4 項の欧州人権条約 10 条との適合性を肯定しつつも、縮小解釈の原則のもと、被告の発言を公共的議論への貢献という観点からとらえ、原審の有罪判決を破毀無効とした。本判決は、差別禁止の原則と表現の自由の保障という対立する要請の間に適切な均衡を図ったものとして評価できる。そして判決が——明示的にではないが——示した公共的議論の概念は、許される言論と禁止される言論の間の線引きを行ううえで一つの指標となりうると思われるが、詳しい事例研究は他日を期したい。

わが国では、同性愛嫌悪表現規制に関する比較法研究は人種差別表現規制に比べると、手薄であるが、研究の必要性が乏しいとされているのかもしれない。確かに、同性愛者に対するヘイトスピーチは今のところ、マスコミの報道を賑わすほどの深刻な事態にはいたっていない。だがフランスにおいて見られたように、同性愛者の権利の向上が進み、同性婚論議等が本格化するようになると、反動として同性愛嫌悪が先鋭化していく可能性は十分あろう。本稿はフランス法の紹介にとどまるが、今後の議論の参考になれば幸いである。

- (1) ピエール・アルベルティニーニ（山本訳）「フランス」ルイ＝ジョルジュ・タン編（金城克哉監修 齊藤笑美子・山本規雄訳）『〈同性愛嫌悪〉を知る事典』（明石書店、2013年）474頁。
- (2) Loi n° 2013-404 du 17 mai 2013 ouvrant le mariage aux couples de personnes de même sexe, *J.O.R.F.*, 18 mai 2013, pp.8253 et s.
- (3) SOS homophobie, *Rapport sur l'homophobie 2016*, p.13 (https://www.sos-homophobie.org/sites/default/files/rapport_annuel_2016.pdf).
- (4) *Ibid.*, p.33.
- (5) Ordonnance n° 45-190 du 8 février 1945, *J.O.R.F.*, 9 février 1945, p.650.
- (6) Loi n° 82-683 du 4 août 1982 abrogeant le deuxième alinéa de l'article 331 du Code pénal, *J.O.R.F.*, 5 août 1982, p.2502.
- (7) ダニエル・ポリヨ、トマ・フォルモン（齊藤訳）「非処罰化」タン・前掲注(1)、450頁。
- (8) Loi n° 85-772 du 25 juillet 1985 portant diverses dispositions d'ordre social, *J.O.R.F.*, 26 juillet 1985, pp.8471 et s.
- (9) 齊藤笑美子「性的指向と人権——フランスにおける同性間婚姻論議」一橋法学第5巻第2号（2006年）569頁。
- (10) Loi n° 2001-1066 du 16 novembre 2001 relative à la lutte contre les discriminations, *J.O.R.F.*, 17 novembre 2001, pp.18311 et s.
- (11) Loi n° 2004-1486 du 30 décembre 2004 portant création de la haute autorité de lutte contre les discriminations et pour l'égalité, *J.O.R.F.*, 31 décembre 2004, pp.22567 et s.
- (12) 注で引用する法令および判例はフランス政府の公式サイト (<https://www.legifrance.gouv.fr>) から、法案および議事録等は下院のホームページ (<http://www.assemblee-nationale.fr>) から入手が可能である。
- (13) Cour d'appel de Colmar, 27 juin 1983, *Dalloz*, n° 38, 1983, pp.550 et s., note Renée Koering-Joulin.
- (14) Loi n° 72-546 du 1 juillet 1972 relative à la lutte contre le racisme, *J.O.R.F.*, 2 juillet 1972, pp.6803 et s. プレヴェン法の詳細は、拙稿「フランスにおける人種差別的表現の法規制(1)」愛媛法学会雑誌第40巻第1・2合併号（2014年）43頁以下を参照。
- (15) Cf. Julien Landfried, *Contre le communautarisme*, Armand Colin, 2007, pp.56 et s.
- (16) パクス法案について、林瑞枝「フランスのカップル法制の行方」時の法令1595号（1999年）68頁以下を参照。
- (17) Cf. Prochoix Action, *Lutter contre l'homophobie* (<http://www.prochoix.org/pages.action/homophobie/loi.homophobie.html>).
- (18) Proposition de loi n° 1194 portant pénalisation des propos à caractère discriminatoire (Cf. *Rapport n° 1244 de Patrick Bloche*, Assemblée

- nationale,25 novembre 2003).
- (19) *J.O.R.F.*,28 novembre 2003, *Débats parlementaires*,Assemblée nationale,p.11339.
- (20) *Ibid.*,p.11331.
- (21) ヌーシェ事件の詳細について、François Billot, *L'affaire Vanneste:La mise à mort de la liberté d'opinion*,Fr.-X.de Guibert,2008, pp.19 et s. および及川健二『ゲイ@パリ——現代フランス同性愛事情』（長崎出版、2006年）68頁以下を参照。
- (22) ヌーシェが犯人だと名指した男について、事件の数年後に予審判事は免訴の決定を行っている。
- (23) Guillaume Perrault,“Perben veut sanctionner les injures homophobes”, *Le Figaro*,13 février 2004.
- (24) Projet de loi relatif à la lutte contre les propos discriminatoires à caractère sexiste ou homophobe, *Documents parlementaires*, Assemblée nationale,25 juin 2004.
- (25) 法案が提出される直前の6月5日に、ジロンド県ベール市において、緑の党に所属するノエル・マメール市長が男性カップルの結婚式を挙行したのに対し、市長のもとに数千通に及ぶ抗議のメールや手紙が送られてきた。その中には同性愛者を口汚く罵るものもあり、フランス社会における同性愛嫌悪の根深さが改めて浮き彫りになった (Blandine Grosjean, “Enquête: Homophobes en toutes lettres”, *Libération*,22 juin 2004. (http://www.liberation.fr/grand-angle/2004/06/22/homophobes-en-toutes-lettres_483947))。
- (26) Loi n° 2003-239 du 18 mars 2003 pour la sécurité intérieure, *J.O.R.F.*, 19 mars 2013,pp.4761 et s.
- (27) Loi n° 2004-204 du 9 mars 2004 portant adaptation de la justice aux évolutions de la criminalité, *J.O.R.F.*,10 mars 2004,pp.4567 et s.
- (28) 現行の23条によると、公表手段とは、「公共の場所または集会において行われた演説、訴えもしくは威嚇」、「公共の場所または集会において販売され、もしくは陳列された販売用または頒布用の著作物、印刷物、図画、版画、絵画、紋章、映像その他、著作、言語あるいは映像の媒体となるあらゆるもの」、「公衆の面前に貼り出された貼り紙またはビラ」および「公衆に対する電子技術によるあらゆる伝達手段」である。
- (29) Cf.Yann Pavoda,“La genèse de la loi du 30 décembre 2004:présentation des nouveaux délits et des nouvelles règles de poursuites”, *Légicom*,n° 35, 2006,pp.119 et s. 同性愛者団体はトランスセクシュアルの保護を主張した。
- (30) Commission nationale consultative des droits de l'homme, *Avis sur le projet de loi relatif à la lutte contre les propos discriminatoires à caractère sexiste ou homophobe*,18 novembre 2004.

(<http://www.france.qrd.org/spip.php?article1378>)

(31) Commission nationale consultative des droits de l'homme, *Avis sur la répression des infractions en matière de presse*, 2 mars 2000.

(http://www.cncdh.fr/sites/default/files/00.03.02_avis_repression_infractions_presse.pdf)

(32) Loi n° 2000-516 du 15 juin 2000 renforçant la protection de la présomption d'innocence et les droits des victimes, *J.O.R.F.*, 16 juin 2000, pp.9038 et s.

(33) リュスティジェ枢機卿の個別意見では、ハンディサイド事件判決（後述）が引用されている。

(34) 同条は、「思想および意見の自由な伝達は、人の最も貴重な権利の一つである。したがってすべての市民は、法律により定められた場合にこの自由の濫用について責任を負うことを除き、自由に話し、書き、印刷することができる」と定める。

(35) 諮問委員会は、もし6月23日法案が撤回されない場合、法案にいくつかの修正を加えるべきことも勧告しているが、ここでは立ち入らない。

(36) 同性愛者の子育ての問題について、マルティヌ・グロス（齊藤訳）「同性愛者の子育て」タン・前掲注（1）、395頁以下を参照。

(37) 内閣が変則的な手段をとったことについては、内閣修正案の内容を支持する議員からもこれを疑問視する声があった（Intervention de Patrice Gélard, Séances du 23 novembre 2004, *Compte rendu intégral des débats*, Sénat）。

(38) Pascal Mbongo, *La liberté d'expression en France*, mare & martin, 2012, p.190 note 1.

(39) Pavoda, *supra* note (29), p.120.

(40) 刑法典 225 条の 2（現行）は、同 225 条の 1 の列挙事由にもとづき、①財物または役務の提供を拒むこと、②正規の経済活動を妨害すること、③雇用を拒んだり、懲戒または解雇を行うこと、④財物または役務の提供につき差別的条件を課すこと、⑤求人、実習の申し込み、または企業研修期間につき差別的条件を課すこと、⑥社会保障法典 L. 412 条の 8 第 2 号の定める実習を認めないことを禁じ、同 432 条の 7（現行）は、公権力または公役務の担当者が、上述の列挙事由にもとづき、法律上の権利を否定したり、正規の経済活動を妨害することを禁じている。

(41) Intervention de Christian Cointat, Séances du 23 novembre 2004, *Compte rendu intégral des débats*, Sénat.

(42) Intervention de Jean-Jacques Hyest, *ibid.*

(43) 下院の第二読会において、クリスティーヌ・ブタン下院議員（フランス民主連合）の提案により、差別禁止事由に「障害」が加えられた。

(44) Loi n° 2014-56 du 27 janvier 2014 visant à harmoniser les délais de

- prescription des infractions prévues par la loi sur la liberté de la presse du 29 juillet 1881, commises en raison du sexe, de l'orientation ou de l'identité sexuelle ou du handicap, *J.O.R.F.*, 28 janvier 2014, p.1561.
- (45) Bertrand Mathieu, “Le délit d’homophobie ou la violation de la Constitution par consensus”, *Actualité juridique du droit administratif*, 24 janvier 2005, p.113.
- (46) Commission nationale consultative des droits de l’homme, *supra* note (30).
- (47) Conseil constitutionnel n° 2004-505 DC 19 novembre 2004. 同判決について、フランス憲法判例研究会編『フランスの憲法判例Ⅱ』（信山社、2013年）17頁以下（中村民雄執筆）を参照。
- (48) Jean-Yves Monfort, “Les nouveaux délits de presse introduits par la loi du 30 décembre 2004, au regard de la liberté d’expression et des droits de l’homme”, *Légicom*, n° 35, 2006, p.128.
- (49) Gwénaële Calvès, “«Communauté homosexuelle» et communauté des citoyens: pour qui sonne le glas?”, *Recueil Dalloz*, 2005, p.1497.
- (50) Olivia Bui-Xuan, *Le droit public français entre universalisme et différencialisme*, *Economica*, 2004, p.189.
- (51) ナチス・ドイツによる同性愛者の迫害については、ギュンター・グラウ（永岑三千輝訳）「同性愛者」ウォルター・ラカー編（井上茂子ほか訳）『ホロコースト大事典』（柏書房、2003年）364頁以下を参照。
- (52) Caroline Mécarry, “La loi du 30 décembre 2004: une pierre à l’édifice de lutte contre les discriminations en droit de la presse”, *Légicom* n° 35, 2006, p.133.
- (53) Sébastien de Benalcazar, “La liberté d’expression, la démocratie et la CEDH. À propos de la loi du 30 décembre 2004”, *Droit de la famille*, Septembre 2006, pp.8 et s.
- (54) Nathalie Droin, *Les limitations à la liberté d’expression dans la loi sur la presse du 29 juillet 1881*, *L.G.D.J.*, 2010, pp.151-152, 156-157.
- (55) *Ibid.*, p.156.
- (56) Cour de cassation, chambre criminelle, 16 avril 2013, n° 13-90010.
- (57) 破毀院は、「立法府が予め網羅的に列挙しえない諸々の行為の罪名決定を裁判官に委ねる出版自由法 24 条 9 項の文言は、刑事裁判官の職務である同規定の解釈が恣意の危険なく行われることを可能にするほど、十分に明確かつ厳密である」と判示し、罪刑法定主義（刑法の明確性の原則）を定める 1789 年人権宣言 8 条との適合性も認めている。
- (58) Cour de cassation, chambre criminelle, 16 avril 2013, n° 13-90008.
- (59) 2012 年の法改正により、差別禁止事由に「性自認」が加えられた（Loi n° 2012-954 du 6 août 2012 relative au harcèlement sexuel, *J.O.R.F.*,

7 août 2012, pp.12921 et s.)。

(60) Commission européenne contre le racisme et l'intolérance, *Rapport de l'ECRI sur la France*, 1^{er} mars 2016, p.20.

(<http://www.coe.int/t/dghl/monitoring/ecri/Country-by-country/France/FRA-CbC-V-2016-001-FRE.pdf>).

(61) ヴァネスト事件の詳細については、Billot, *supra* note (21). を参照。

(62) Tribunal de grande instance de Lille, 24 janvier 2006.

(<http://www.actupparis.org/IMG/pdf/jugement-TGIlille-vanneste.pdf>).

(63) ただし「彼らの行動はセクト主義的です」という発言については、団体活動のあり方に向けられたものであり、犯罪が成立しないとされている (Cour d'appel de Douai, 25 janvier 2007 (<http://www.actupparis.org/IMG/pdf/jugement-CiourAppelDouai-vanneste.pdf>))。

(64) Cour de cassation, chambre criminelle, 12 novembre 2008, n° 07-83398.

(65) 同条は次のように定める。「1 すべての者は、表現の自由に対する権利を有する。……2 1の自由の行使については、義務および責任を伴い、法律で定める手続き、条件、制限または刑罰であって、国の安全、領土保全もしくは公共の安全のため、無秩序もしくは犯罪の防止のため、健康もしくは道徳の保護のため、他の者の信用もしくは権利の保護のため、秘密に受けた情報の暴露を防止するため、または司法機関の権威および公平性を維持するため民主的社会において必要なものを課することができる」(奥脇直也(編集代表)『国際条約集 2008年版』(有斐閣、2008年) 332頁)。

(66) 英文の邦訳では「無秩序の防止」であるが、ここでは仏文の邦訳に従い、「秩序の保持」と表記しておく。

(67) 法律の接近可能性および予見可能性について、Louis-Edmond Pettiti et al. (dir.), *La convention européenne des droits de l'homme*, Economica, p.390. を参照。

(68) Geneviève Tillement, “Lutte contre l'homophobie et liberté d'expression: la difficile conciliation”, *Légipresse*, n° 258, 2009, p.14.

(69) 2004年12月1日の下院立法委員会の報告書によると、内閣修正案にいう性的指向とは異性愛、同性愛および両性愛であり、小児愛および近親愛は含まれない (Pascal Clément, *Rapport n° 1965 fait au nom de la commission des lois constitutionnelles, de la législation et de l'administration générale de la République sur le projet de la loi, modifié par le Sénat (n° 1952) portant création de la Haute autorité de lutte contre les discriminations et pour l'égalité*, pp.45 et s., Assemblée nationale, 1^{er} décembre 2004.)。

(70) 同規定について、北村一郎「私生活の尊重を求める権利——フランスにおける《人の法=権利》の復権——」北村一郎編集代表『現代ヨーロッパ法の展望』(東京大学出版会、1998年) 215頁以下を参照。

- (71) *Procès en appel de Christian Vanneste.6^o chambre de la Cour d'appel de Douai.L'audience publique du 12 décembre 2006,p.2*
(http://www.actupparis.org/IMG/pdf/CR-Procès_Appel_Vanneste1.pdf).
- (72) Cf.Bertrand Mathieu, “La liberté d’expression en France:de la protection constitutionnelle aux menaces législatives”, *Revue du droit public et de la science politique en France et à l'étranger*, 2007,p.249.
- (73) 二審は、当該発言を侮辱罪よりもむしろ憎悪扇動罪にあたと解しているようだが、同じ見解をとるものとして、Emmanuel Dreyer,“Cassation d’une condamnation pour injure homophobe”, *La semaine juridique-Édition générale*, n° 50,2008,10206. がある。
- (74) Agathe Lepage,“Injure à raison de l’orientation sexuelle”, *Communication, Commerce électronique*,septembre 2007,p.45.
- (75) Cour de cassation, *Rapport annuel 2008*,p.359
(https://www.courdecassation.fr/IMG/pdf/Cassation_2008.pdf).
- (76) Jean Pradel,“Injure à raison de l’orientation sexuelle et liberté d’expression”, *Recueil Dalloz*,2009,p.404. 本判決以外にも、破毀院が縮小解釈によるべきことを明示した例として、Cour de cassation, chambre criminelle,21 mai 2015,n° 14-80430; Cour de cassation, chambre criminelle, 19 mars 2013,n° 11-88309; Cour de cassation, chambre criminelle,14 février 2006, n° 05-81932. などが挙げられる。
- (77) 破毀院は人種差別表現規制についても、縮小解釈の原則および当該表現の公益的性格を踏まえた判断を行っている（拙稿「フランスにおける人種差別的表現の法規制(3)」愛媛法学会雑誌第42巻第1号（2015年）71頁以下）。
- (78) エマニュエル・ドレイエル（パリ第一大学教授）は、同性愛を人類にとって危険な存在とみなすことは、ナチスによる同性愛者の迫害を言外に正当化しているのではないかと指摘している（Dreyer, *supra* note (73).）。
- (79) 邦訳は戸波江二ほか編『ヨーロッパ人権裁判所の判例』（信山社、2008年）145頁以下（江島晶子執筆）による。
- (80) European court of human rights, *Handyside v. the United Kingdom*,7 December 1976.
- (81) Pradel, *supra* note (76),p.404.;Emmanuel Derieux,“Cassation d’une condamnation pour injure homophobe”, *La semaine juridique-Édition générale*,n° 48,687.
- (82) Cour de cassation, chambre criminelle,30 mars 2016,n° 14-88144.

